

議案第 23 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「老人」を「高齢期移行者」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 高齢期移行者 65 歳の誕生日の属する月の初日から 70 歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。
- （2） 乳児 出生の日から 1 歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者をいう。
- （3） 幼児 1 歳の誕生日の属する月の翌月の初日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- （4） 小児 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- （5） 児童 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
 - イ 20 歳に達する日の属する月の末日までの間にある者で規則で定めるもの
- （6） 医療保険各法 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法をいう。
- （7） 療養の給付等 療養の給付並びに保険外併用療養費及び療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係るものを含む。）をいう。
- （8） 市町村民税世帯非課税者 世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による

療養の給付等が行われた月の属する年度分（当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課税する所得割を除く。）が課されていない者（以下「市町村民税非課税者」という。）である世帯に属する者をいう。

(9) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分（当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分）の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(10) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年（当該月が1月から6月までの間である場合にあっては、前々年）における当該者に係る公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

第2条第1項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を「高確法」に、「同法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）」を「医療保険各法」に、「療養の給付、療養費の支給及び家族療養費（以下「療養の給付等」という。）」を「療養の給付等」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 高齢期移行者で次のアからウまでに掲げるもの（高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者を除く。）

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年

(当該月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

(イ) 所得を有しない者であること。

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(アに掲げる者を除く。)

(ア) 市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

(ウ) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。

ウ 当該者の申請に基づき、失業その他の規則で定める理由があると認める者(ア又はイに掲げる者を除く。)

(2) 乳児

(3) 幼児及び小児

第2条第1項第5号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第7号中「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は満20歳に達する日の属する月の末日までの間にある児童で規則で定めるもの(以下「児童」という。)」を「児童」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「第3号及び第4号」を「第2号」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、」を「間に医療保険各法(前項第4号から第8号までに規定する者にあつては、高確法を含む。第4条第5項において同じ。)の規定による療養の給付等が行われた場合にあつては、」に改め、同号を同項第2号とする。

第4条第1項中「医療に関する給付」を「療養の給付等」に、「当該医療」を「当該療養の給付等に係る医療」に、「医療の給付」を「療養の給付等」に改め、同条第2項中「医療に関する給付」を「療養の給付等」に改め、「被保険者等負担額から」の次に「当該療養の給付等に係る」を加え、同条第3項第1号中「入院以外の医療に関する給付」を「入院以外の医療に関する療養の給付等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 所得を有しない者であるとき 8,000円

第4条第3項第2号中「給付」を「療養の給付等」に改め、同条第4項中「高齢者の医療の確保に関する法律」を「高確法」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「医療に関する給付」を「療養の給付等」に改め、同項第1号中「給付」を「療養の給付等」に改め、同号ア中「第2条第2項第3号ア又はイに該当する」を「低所得者である」に、「600円」を「400円」に改め、同号イ中「400円」を「600円」に改め、同項第2号中「給付」を「療養の給付等」に改め、同号ア中「第2条第2項第3号ア又はイに該当する」を「低所得者である」に、「2,400円」を「1,600円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「高齢者の医療の確保に関する法律」を「高確法」に、「医療に関する給付」を「療養の給付等」に改め、同項第1号中「給付」を「療養の給付等」に改め、同号ア中「第2条第2項第3号ア又はイに該当する」を「低所得者である」に、「800円」を「400円」に改め、同号イ中「400円」を「800円」に改め、同項第2号中「給付」を「療養の給付等」に改め、同号ア中「第2条第2項第3号ア又はイに該当する」を「低所得者である」に、「3,200円」を「1,600円」に改め、同号イ中「1,600円」を「3,200円」に改め、同条第7項中「できない者」を「できないもの」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「の規定に」を「に規定する対象者の要件に」に改める。

別表第2条第1項第3号に規定する者の項所得限度額の欄中「の額」の次に「(所得による制限に係る者が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。次項において同じ。)にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)」を加え、同表第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄中「の額」の次に「(所得による制限に係る者が医療保険各法(高確

法を含む。)の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度)の1月1日において、指定都市の区域内に住所を有した場合にあっては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあっては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 次項から第4項までの規定に定めるもののほか、改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において改正前の第2条第1項第1号に該当する者に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。

3 前項に規定する者(宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第4号。この項において「平成26年一部改正条例」という。)附則第3項の規定の適用を受けている者に限る。)に係る医療費の助成については、平成26年一部改正条例による改正前の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成の例による。

4 第2項に規定する者(前項に規定する者を除く。)に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

(宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部(2)の項を削り、同部中(3)の項を(2)の項とし、(4)の項から(13)の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2市長の部(5)の款中

「

国民健康保険給付等関係情報であ って規則で定めるもの

」

を

「

国民健康保険給付等関係情報であ って規則で定めるもの
高齢者医療給付等関係情報であっ て規則で定めるもの

」

に改め、同部中(6)の款を削り、(7)の款を(6)の款とし、(8)の款から(26)の款までを1款ずつ繰り上げる。